

交付取次所のご利用を 戸籍・住民票の謄抄本

市内三か所に設置

市民課では、四月から戸籍・住民票の謄抄本の交付取次所を市内三か所に設け、出張サービスをしていますからご利用ください。

これは、住民票や戸籍謄抄本が欲しいけれど、会社勤めでなかなかの人がいたら便利さをはからうと取次所に直接請求または市に電話請求しておけば、帰宅するときに、取次所で受け取ることができる制度です。

市民のみなさんへ窓口業務の不便さを解消し、住民サービスの増進をはかるために設けたものですから、お勤めの行き帰りにあなた

にお近くの取次所を大いにご利用ください。

【取次所】
・阪急電車日駅前(株式会社)が

【直接請求】
・阪急電車日駅前(株式会社)が

【取次所】
・印鑑証明や
なま 取次所では、印鑑証明や

【申請時間】
・直接請求の場合——取次所開
きは午前十時まで。)
・電話による請求の場合——市
役所勤務時間中(当日入り用のときは午後二時三十分まで)。

【直接請求の場合】
・土曜日の場合——午後一時か
ら閉店まで
・支払い方法
戸籍——一松につき七十円
住民票——五十円

【手数料と支払い方法】
・手数料
取次所で受取ると手数料
つくください。

戸籍謄抄本・住民票 交付取次所



広報のメモ

四季のうちで秋は陽気がよく一番くらしそうな季節といわれています。朝夕の冷えと日中の温度の差は、さらに聞いてゆきます。この気温の変化にからだがなるまでも、秋がせらひかないように注意しましょう。

南力はありませんが、口や鼻を刺激して分泌を高め、細菌に対する抵抗力をいくそろ高めます。

【衣 服】秋のものコートやスーツなどそのつけねのあたりのタタミじわがなかなかこれにくく、苦労することがあります。

【手の手入れ】秋は空氣も乾燥していく、少々の家事労働でもほどんど汗をかかなくなります。

商工課では、消費者苦情相談のあつせん受けを行なっていますから、ご利用ください。

近年、消費者へ提供される商品

「消費者苦情相談」

ご利用ください

商工課では、消費者苦情相談のあつせん受けを行なっていますから、ご利用ください。

や役務は、さまざまな問題を抱えています。誇大広告、不当表示、欠陥商品など、消費者が被害を受けることが多くなり、苦情が増加

しています。
こうした中で、市民の消費生活を守るために、消費生活に関する苦情処理のあつせんを行ない、手助けをしていくことをするものです。
お気軽にお越しください。

(苦情受け窓口)

商工課(九二)一一一一番

万一に備えて



放送時間を変更

◆◆◆◆

【テレビ市政だより】

十月から、テレビ「商工市政だより」の放送時間が変わっています

すから、ご注意ください。つきのとおりの放送時間で、みなさんのお茶の間にお届けしていきますからご覧ください。

お願 い

広報紙に関するご意見ご要望
がありましらお寄せください。
いよいよ、ふうの水でもいいので
外出から帰ったときには、こども
さんはかりでなく、おとなもつが
いの廻行を河川づけましょう。う
がいは、ふうの水でもいいので
すが、食塩水や重ソウの水を作っ
ておく方がいいでしょう。別に殺

(放送時間)
毎週土曜日午後七時五十五
分から三十分
(放送局)
近畿放送テレビ(UHF三
四チャンネル)
編集室から
向日市

広報向日市第百三号をお届けし
ます。季節も秋らしく、すこしよ
いのころです。夜の涼しきみに
風邪には十分注意してください。

